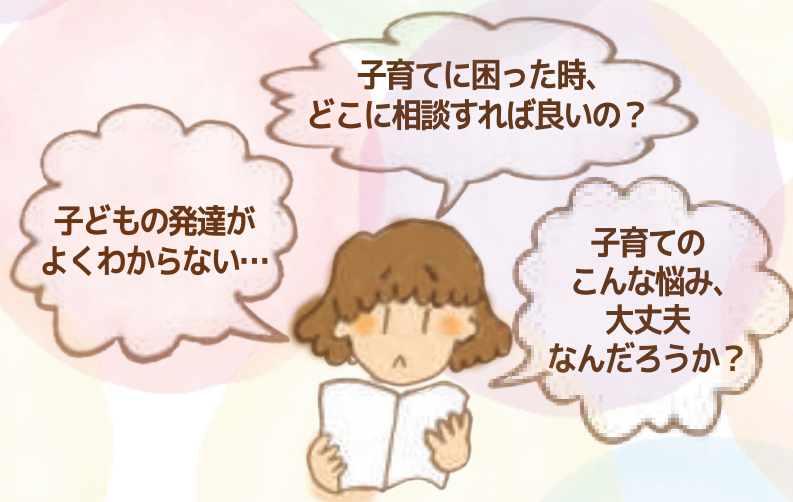


子どもの育ち・子育て サポートブック



～子どもの育ちが気になった全ての皆さまへ～



この冊子では、子どもの育ち・子育ての様々な疑問に対するヒントや、
悩み・困りごとを相談できる支援機関などを紹介しています。
子育てについてお困りの方は、まずはこの冊子を開いてみませんか？



京都市
CITY OF KYOTO



第1章 子育ての悩みについて 一緒に考えてみましょう

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 子育ての悩みに関するQ & A・・・・・・・・	2
3 子どもの育ち・子育てに関するポイント・・・	7
4 子どもの発達に合わせたサポート・・・・・・・・	9

第2章 子どもの育ち・ 発達に関する主な支援制度

1 出産期～乳幼児期の支援・・・・・・・・	11
(1) 各区役所・支所子どもはぐくみ室	
(2) 児童福祉センター発達相談所 (又は第二児童福祉センター発達相談部門)	
(3) 児童発達支援(未就学児向けの療育施設)	
【コラム】保育所・幼稚園などにおける取組	
(4) 初めて療育施設を利用するまでの流れ	
【コラム】相談支援事業所(児童相談支援)	
【コラム】療育施設について調べたい	
2 就学期以降の支援・・・・・・・・	17
(1) 様々な学びの場(学校など)	
【コラム】就学支援シート	
(2) 就学先決定までの流れ(就学相談)	
【コラム】就学後のサポート	
(3) 放課後等デイサービス(就学児向けの療育施設)	
【コラム】放課後の居場所(児童館・学童クラブにおける取組など)	
【コラム】インクルージョン(地域社会への参加・包摂)	

3 子ども・保護者向けの相談窓口・・・・・・・・・・ 23

(1) 子育てに関する相談窓口など

(2) 子どもの発達・障害に関する相談窓口など

4 経済的支援など・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

(1) 医療費助成、各種手当など

(2) 用具購入費等の助成

(3) 主に18歳未満が利用できる福祉サービスなど

(4) 医療的ケア児に対する支援

5 子どもの育ち・子育てに関する情報発信・・・・ 35

(1) 子育て・就学に関する情報

(2) 療育施設・福祉サービスに関する情報

(3) その他の支援制度に関する情報

第3章 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

巻末 年齢別の主な支援制度(早見表)

※ 第1章に関する内容は、京都市障害者自立支援協議会児童専門部会による監修のもと作成しています。

第1章

子育ての悩みについて

一緒に考えてみましょう

1 はじめに

<子どもの育ちは一人ひとり違う>

「子どもがぐずって泣き止まない」、「ダメだと注意してもやめない」等、子育ての中では様々な困りごとが起こります。また、年齢ごとに成長の目安が書かれた情報も多く、我が子がその通りに育たないと、焦ったりイライラすることもあると思います。

でも、思い通りにいかないのは当たり前！一人ひとり性格や成長のスピードは異なり、得意や苦手は様々です。それでも子どもは着実に成長します。それを後押しするのが『子育て』です。

<子どもの「困った」には理由がある>

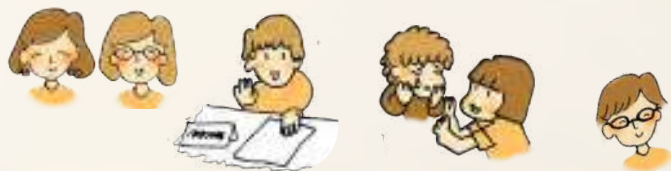
赤ちゃんが泣くのには必ず理由があり、困りごとが解決すれば笑顔になります。大人を困らせる行動も同じで、子どもの行動には必ず『理由』があります。

困ったときは、子どもの気持ちになって考えることがポイントです。そして、試したり失敗しながら親子が共に育つことが大切です。

<子どもの「育つ」を支える>

子育てで悩まれている方。それはあなたがお子さんを大切に思っている証拠です。

「困ったな」と感じた時、まずはこのサポートブックを開いてください。子どもの行動の理由や関わり方などのヒントが満載です。楽しい子育てのスタートに役立てていただけると嬉しいです。



2 子育ての悩みに関するQ&A



①「寝てくれない、すぐ起きる、夜泣き」に困っている

子どもがなかなか寝てくれず、少しの物音や布団におろすと起きるので、親が寝不足になり、クタクタです。

夜泣きがひどかったり、昼寝をしない日が続くと成長に悪影響ではないかと焦ったりイライラしてしまいます。



成長には、その子らしい眠り方や気持ちよい睡眠の経験が大切です。寝る時間や眠り方、寝る環境には個人差があります。親が睡眠不足でしんどいときや子どもの成長が心配なときには一人で悩まず、子どもはぐくみ室等に相談してみましょう。



②「飲んでくれない、食べてくれない」に困っている

飲んでもすぐに吐いたり、食べ物を口に入れてくれなかったりして心配です。せっかくいろいろ考えて作ったごはんを食べてくれないと悲しくなります。



飲むことや食べることが苦手な子どもがいます。食べることは人が生きるうえでとても大切ですが、ゴックンしたり、カミカミしたりするには、からだのたくさんの機能や舌やほっぺたの力がとても必要です。臭いや食感も敏感に感じ分けます。育児書どおりに進まないと、十分な栄養が取れないのではと心配になりますが、焦りは禁物です。ゆっくりと、その子のペースで無理せずに、食べられるところから始めていきましょう。



③「ことばが遅い」と気になっている

「1歳を過ぎたらマンマやブーブーなどの一語文が始めます」と多くの育児書に書いてあります。

「男の子はことばが遅いから」と自分を納得させたり、「これ何？」と質問して無理に言わせようとしてしまいます。



ことばは、楽しいコミュニケーションで育ちます。「こちょこちょ」や「マテマテ」の追いかけっこを楽しんでくれたら大成功です。嫌がるときは、子どもがやっている遊びを大人がマネっこしてみましょ。ことば以外の指さしなどの方法でも、自分の気持ちを伝えてくれたら、それも子どもの大切な「ことば」です。

「〇〇したかったね」と子どもの気持ちをことばにすることで、ことばが子どもの頭の中に積み上げられていくのです。

④「おねしょ、トイレトレーニング」で困っている

おねしょや便秘などのトイレ関係で困っています。オムツにしかできなかつたり、カーテンの後ろに隠れてウンチをきばっているのは問題ないのでしょうか。



おねしょは排尿のメカニズムの未熟からきており、からだの成長と密接に関係しています。ウンチもオシッコも生きていくうえでとても大切な行為なので、子どもが一番安心できる方法で排泄するのが最優先です。成功したら「上手にできたね」、失敗したら「大丈夫だよ」などと声をかけて、気長に進めていきましょう。

⑤ 「いやだ!」「じぶんで!」に困っている



急いでいる時に限って、「じぶんです!」とマイペースで靴を履いたり、早く動いてほしいのに「いやだ!」を連発して、なかなかお風呂に入ろうとしないことが多く、ついイライラしてしまいます。



個人差はありますが、子どもには大人の働きかけに「いやだ」等と反発する時期があります。こんな時は「大人の指示に従わないのが普通だ」と思えると、イライラも少し軽くなります。

「いやだ」と言われたら「いやなんだね」と共感する言葉をかけてみましょう。子どもの言いなりになる訳ではなく、まずは子どもの気持ちを理解します。「じぶんで」の言葉にも気長に待つことが重要です。

その上で、例えばお風呂を嫌がる場合は、「バケツをもって一緒に入ろうね」等と促したり、子どもが選べるような声かけをするなど、上手に切り替えられるような工夫が効果的です。

⑥ 「じっとしていられない」に困っている

他の子どもたちは椅子に座って絵本を見ているのに、我が子はすぐに立ち歩きし、お出かけ中にもよく迷子になります。ご飯を食べている途中でも行儀が悪く、ウロウロするので、ちゃんとしつけなきゃと焦ってしまいます。



何度も注意したりきつく叱ったりすることで、かえって子どもの行動が激しくなってしまうこともあります。例えば、お店で静かにできなかつたら、子どもに我慢させるのではなく、一度お散歩に出るなど気分を変えましょう。好きな絵本やおもちゃを持ってお出かけするなどの工夫も大切です。

それでもダメなときは、一人で悩まず、子どもはぐくみ室に相談してみましょう。児童館や保育園などでも地域での子育て支援の活動をしています。一度、覗いてみてはいかがでしょうか。

⑦「友達とうまく遊べない」に困っている

保育所でなかなか友達と遊べません。一人で遊んでいることが多く、他の子が近づいてきても反応が鈍かったり、もしくは逆に怖がってしまいます。どうすれば良いでしょうか。



周りのお友だちに関心を持たず一人で遊んでいる場合、まだ自分のペースでじっくり遊びたいのかもしれませんが。まずは大人が子どもの好きな遊びで一緒に楽しみましょう。また、大人が介入しながら少人数で遊んでみるのもよいかもしれません。逆に、友だちのおもちゃを取ったり、叩いたり噛んだりしてしまう、注意しても繰り返す場合もあります。でも本人はおもちゃが欲しくて行動しただけなので謝れません。そんな時に無理に子どもに謝らせたり、行動を禁止することは逆効果で、余計行為を長引かせてしまうことになりかねません。

「このおもちゃ欲しかったね」と気持ちを代弁して、おもちゃを返し、その場から離れて好きな遊びに誘いましょう。叩くなどの行為にも理由があり、「一緒に遊びたかったね」などと理由を察してあげることが大切です。他に好きな遊びや安心して身体を動かせる環境があれば、次第に収まることも多いです。



⑧「インターネット・動画ばかり見る」に困っている

忙しい時や外出時などにインターネットや動画を見させていますが、最近はお飯やお風呂の時間になっても見るのをやめてくれません。いつまでも終わらないと睡眠や健康にも影響が出そうで、どうすれば良いか困っています。



SNSやインターネット、動画、ゲームなどは、忙しい時や電車やバスで騒がないよう注意を引く時には便利な反面、年齢が高くなり子どもの要求が強くなると、「何時まで」や「ひと区切りついたら」と約束してもなかなか終われない状況は、どの家庭でも悩ましいところです。

ゲームは「もっとやりたい」と意欲をかきたてる作りになっており、SNSやネット動画は関連情報が次々に出てきます。大人でもこの誘惑に勝つのは難しく、子どもが折り合いをつけてうまく付き合うには、約束や脅しだけではない家庭での大人の努力が必要です。

ゲームやインターネットばかりの毎日は、面白い遊びや活動が見つからず困っている子どもからのSOSかもしれません。子どもが求める遊びや活動は何かを知り、自然の中で身体を使って楽しい活動を経験する、ボードゲームを家族で楽しむなど、大人が子どもたちと遊ぶ働きかけをすることから始めましょう。

ゲームも好きだけでも公園で友だちと遊ぶのも好きと、さまざまな選択肢がもてるチャンスを考えてあげることが、ゲームやインターネットとの上手な付き合いにつながると考えます。



3 子どもの育ち・ 子育てに関するポイント

① 親が困っている時は「子どもも困っている」

子どもは、自分の気持ちをうまく言葉で伝えられないときに、泣いたり大人を困らせることで注意をひき、自分の気持ちを伝えようとします。

そんな時は、行動そのものを問題視するのではなく、「なんで、そんな行動をとるのだろう」と子どもの気持ちになって考えてみましょう。体調が悪い、ざわざわした音が気になる、何もすることがなくて退屈など、子どもが行動を起こす要因は様々です。

子どもの困った行動は、実は子ども自身からの「困っている」というSOSなのかもしれません。

② 子どもの育ちに合ったしつけ（仕付け・躾）

「しつけ」とは、ダメなことを教えること、ガマンを経験させること、と理解されがちですが、むしろ大切なのは、子どもが自分で考えられるよう促すことではないでしょうか。

子どもが場に合った適切な行動ができるようになるには、たくさんの経験が必要です。そして親にとっては育て方を責められそうなことも起こります。まちなかでの子どもの困った行動は、親としての試練の繰り返しです。

子どもの育ちに合ったしつけができると、親も子どももストレスが少なくなります。子どもとの接し方がわからず悩むときには、一人で考え込まないで、専門家の力を借りましょう。

③ あそび（遊び）の重要性

みんなで楽しく遊ぶのが難しくて、トラブルになったり、すねたり、泣いたりしてしまうことはよくあります。

子どもの遊びにも発達の過程があります。最初はお友だちとうまく遊べず、大人と遊ぶことや一人で遊ぶことが好きな時期もあります。一人ひとり違う興味や関心があるので、お友だちとうまく遊べなくても大丈夫です。また、なるべくトラブルは避けたいですが、トラブルもコミュニケーションの学習だと割り切って見守ることも必要です。

子どもが楽しんでいる遊びが、そのときに求めている必要な遊びともいえます。大人が「遊んであげる」のではなく、子どもの遊びと一緒に楽しむ姿勢も大切です。

④ 小学校入学に向けた関わり方

親は、子どもが4歳、5歳になってくると、「入学してから子どもが学校生活で困ったらかわいそう」、「早いうちから小学校での生活を想定して頑張らせないと」と思いがちです。

しかし、幼児の時期に大切なのは、身体をたくさん動かして、得意なことや好きなことをたくさん経験して、自信や意欲を育てておくことです。

授業中に先生の話をもっと大人しく聞くためには、椅子に姿勢よく座れる身体が必要です。鉛筆で字を書くためには、手先の力も必要です。お友だちと仲良くなるためには、大人にたくさん遊んでもらった経験も大切です。

「小学校入学のために」ではなく、焦らないで、今子どもに必要な経験や活動に取り組みましょう。

4 子どもの発達に合わせたサポート

○ 発達の凸凹に合わせた関わり方

得意なことと苦手なことの差の凸凹は誰にでもありますが、特定の分野は極端に苦手といった特徴（発達の凸凹）が非常に大きいため、生活に困りが出てことがあります。育てにくさの中にはこの発達の凸凹によるものもあります。

発達の凸凹のある子どもは、大人から叱られたり、頑張らされたりと、子どもが不快に思う経験が増えがちですが、発達の凸凹は治療や訓練で「なおす」ものではありません。その子に合った無理のない楽しい経験を重ねることで、成長を促しましょう。焦らず、子どもの気持ちや感覚を大事にした子育てが必要です。

子どもの発達について心配な場合は、子どもはぐくみ室や児童福祉センターにご相談ください。子ども一人ひとりに合ったサービスを案内してくれます。

○ 「個別支援ファイル」の活用

発達の凸凹のある子どもは、新しい環境やライフステージが変わるときに特に困りごとが大きくなる傾向があります。

そんな時に、学校や園、事業所の方に対して、子どもの発達の凸凹や困りの内容、どのように関わってほしいか等を伝える方法の一つとして「個別支援ファイル」があります。

過去の発達の経過や、専門家から受けたアドバイス、検査結果などをファイルに記録したり残しておくことで、困ったときのガイド役となったり、スムーズな情報共有にもつながります。

個別支援ファイルは、京都市発達障害者支援センターかがやきで配布のほか、京都市のホームページ（→P 36）でもデータが入手できます。

○ 「療育」によるサポート

育ちのスピードの課題や発達の凸凹などがあって育てにくいと感じる場合や、乳幼児健康診査で発達の課題が指摘された場合、あるいは幼稚園や保育園など、集団の場面での適応が難しい場合に、子どもの育ちをサポートするのが「療育」です。

療育施設では、専門家の子ども一人ひとりに合った丁寧な関わりや、小集団でお友だちと楽しく遊ぶ経験、また、個別での子どもに合わせた遊びなどを通じて、子どもの育ちをサポートします。例えば、たくさんの遊びの工夫から、身体づくりやコミュニケーションの体験をしています。「できないこと」を「できるようにする」のではなく、発達や特性に合わせた遊びの経験から「もっとやりたい」の意欲や「できた」の自信を培います。

保護者の方は、発達の支援や遊びの意味、困っている行動の原因など、子育ての悩みを減らし、見通しのある安心子育てのヒントを見つけることができます。



第2章

子どもの育ち・発達に関する

主な支援制度

1 出産期～乳幼児期の支援

(1) 各区役所・支所子どもはぐくみ室

○ 子どもや子育てに関する総合的な相談窓口

子どもはぐくみ室では、全ての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、妊娠から18歳未満の子どもや子育てに関する相談や子育て支援サービスの紹介を行っています。

○ 乳幼児健康診査（4か月、8か月、

1歳6か月、3歳7か月）の機会等を通じた支援

子どもはぐくみ室では、子どもの発育や発達の節目に合わせて、健康診査を行っています。

乳幼児健康診査では、専門のスタッフが子どもの発育や発達を継続的に確認し、子育てに関するアドバイスを行うとともに、課題が見つかった場合は、できる限り早く適切な支援が受けられるよう、福祉サービスなどの案内を行います。

また、子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じておられるご家庭には、担当職員による寄り添ったフォローを行うほか、必要に応じて、心理士による相談対応（※1）や「親子すこやか教室」（※2）を案内しています。利用を希望される場合は、健康診査の際に気軽にご相談ください。

※1 各区役所・支所で心理士が相談対応をしており、心理発達面の課題に関して就学前～18歳の児童やその保護者が相談できる。

※2 親子によるグループワークや遊びを通じて、子どもの成長を見守りながら子育ての相談に応じる事業のこと。各区役所・支所で定期的実施している。

○ 子育てに関する情報発信

育児中の方が抱える不安を軽減し、子どもたちの健やかな成長に役立てるため、お子様の月齢に合わせた情報をまとめた冊子を作成しています。

名称など	概要	
4 か 月 児 の 健 康	生後 4 か月からお誕生日を迎えるまでのお子様の月齢に合わせた情報をまとめた冊子です。	
1 歳 6 か月児の健康	1 歳 6 か月ごろのお子様の月齢・年齢に合わせた情報をまとめた冊子です。	
3 歳 児 の 健 康	3 歳ごろのお子様の月齢・年齢に合わせた情報をまとめた冊子です。	

○ 子どもはぐくみ室（子育て相談担当）の連絡先

居住区	所在地	電話番号
北 区	北区紫野西御所田町 56	432-1454
上 京 区	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-2873
左 京 区	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	702-1222
中 京 区	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2598
東 山 区	東山区清水五丁目 130-6	561-9349
山 科 区	山科区柳辻池尻町 14-2	592-3259
下 京 区	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町 608-8	371-7219
南 区	南区西九条南田町 1-2	681-3574
右 京 区	右京区太秦下刑部町 12	861-2179
京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1（保健福祉第二担当）	852-1816
西 京 区	西京区上桂森下町 25-1	392-5691
洛西支所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9186
伏 見 区	伏見区鷹匠町 39 番地の 2	611-1163
深草支所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3879
醍醐支所	伏見区醍醐大構町 28	571-6748

(2) 児童福祉センター発達相談所（又は第二児童福祉センター 発達相談部門）

○ こころやからだの発達に関する専門的な相談窓口

児童福祉センターでは、子どものこころやからだの発達に関する相談に総合的に応じているほか、子どもの発達に不安や悩みがある場合は、専門のスタッフが診察や検査、必要に応じて治療を行い、一人ひとりに最も適した支援の方法を提案します。

また、適切な支援方法を考えるに当たり、子どもの発達の状況を確認するため、必要に応じて発達検査を行っています。

なお、発達検査は、発達の遅れや偏りを多面的に評価するものですが、発達障害の確定診断を行う検査ではなく、これによって発達障害かどうか診断されるものではありません。

○ 療育施設（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の 利用に関する支給決定

乳幼児健診からの案内、ご家族からの相談などを受けて、療育施設の利用が必要と判断した場合は、利用に関する支給決定を行います（→療育施設を利用するまでの具体的な流れはP 15）。

療育施設の利用について相談したい場合、療育に関する詳しい情報が知りたい場合などは、お住まいの管内にある発達相談所まで、気軽にご相談ください。

○ 児童福祉センター発達相談所（第一・第二）の連絡先

居住区	名称・所在地	電話番号
北・上京・左京 中京・東山・山科 下京・右京・西京	児童福祉センター発達相談所 中京区壬生東高田町 1-20	950-1232
南・伏見	第二児童福祉センター （発達相談部門） 伏見区深草加賀屋敷町 24-26	612-2727

(3) 児童発達支援（未就学児向けの療育施設）

児童発達支援は、主に小学校入学前の子どもに対し、発達特性・個々のニーズに合わせた支援を行い、子どもの育ちの充実を図ることなどを目的とした療育施設です。

児童発達支援では、少人数のグループ又は一対一の関わりなど、生活や遊びの中で、個々の子どもに応じたオーダーメイドの支援を行います。また、ご家族が安心して子育てを行うことができるよう、ご家族への丁寧な支援を行います。

児童発達支援を利用するためには、発達相談所による支給決定を事前に受ける必要があります。まずは、お住まいの管内にある発達相談所までご相談ください。

○ 幼稚園や保育園などにおける取組

京都市では、幼稚園や保育園などにおいても、配慮が必要な子どもが過ごしやすくなるよう、取組を進めています。

各園において、配慮が必要な子どもを受け入れるために職員を手厚く配置した際の補助金を設けるほか、幼稚園・保育園などの各団体において、専門家による支援方法の助言・研修等のサポートがそれぞれ行われています。

また、福祉サービスとして、発達に課題のある子どもが園での集団生活に適應できるよう、専門のスタッフが訪問支援を行う制度（保育所等訪問支援）も存在します。

園での集団生活に配慮が必要な場合には、まずは通っている園や発達相談所にご相談ください。



(4) 初めて療育施設を利用するまでの主な流れ

- ① まずは、お住まいの管内にある発達相談所まで、電話により相談してください（→連絡先はP 13）。

発達相談所の職員が、相談に至った経過や困りごとなどをお聞きします。



- ② 発達相談所などで面談を行い、必要に応じて発達検査なども行います。その後、専門スタッフがお子さまの状況に応じて、適切な支援方法を提案します。



- ③ 発達相談所において、療育施設の利用が適当と判断した場合、申請書をお渡しします。

あわせて、児童支援利用計画（※3）の作成を依頼しますので、相談支援事業所などと相談しながら、計画作成等の準備をお願いします。
【→ P16 のコラムを参照】



- ④ 保護者の方は、申請書と児童支援利用計画（案）又はセルフプラン（※4）を発達相談所に提出してください。

発達相談所において、必要な調査のうえ支給決定を行い、直接又は郵送により受給者証をお送りします。



- ⑤ 保護者の方は、相談支援事業所や発達相談所などと相談しながら、子どもが通う療育施設を探します。【→ P16 のコラムを参照】

施設見学・面談の後、施設側で受入可能となった場合、施設と利用契約を結び、サービスの提供が始まります。

※3 子どもの状況、環境、子どもや保護者のサービス利用に関する考え方、その他の事情を踏まえて、子どもの生活全般について考え、利用するサービスの種類や内容などを記載する計画のこと。

※4 相談支援事業所が作成する児童支援利用計画に代わり、保護者自身が作成するプランのこと。相談支援事業所が見つからない場合や保護者が希望する場合にセルフプランを提出することができる。

○ 相談支援事業所（児童相談支援）

相談支援事業所では、療育施設などの利用に関して、子どもやご家族のニーズや困りなどを丁寧にお聞きし、子どもの生活全般に関する計画、自立に向けた方針などを「児童支援利用計画」として作成します（相談・計画作成は無料です。）。

また、定期的に子ども・ご家族の様子をお聞き（モニタリング）し、必要に応じて計画を見直したり、子どもの特性やニーズ、ご家庭の事情を踏まえた事業所を探すサポート等も行います。

特に、ライフステージが変わるときや複数の事業所を利用する場合には、相談支援事業所の利用をお勧めします（なお、保育所等訪問支援を利用する場合は相談支援事業所の活用が必須）

京都市内にある
相談支援事業所の一覧



○ 療育施設について調べたい

京都市内には200箇所以上の療育施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）があり、それぞれ特徴ある支援が行われています。

施設によって、利用者の年齢層や送迎サービスの有無、開所日や支援時間が異なります。また、医療的ケア児の受入可能な施設、重度の重複障害がある子どもが通う施設、通所が難しい方向けのサービス（居宅訪問型児童発達支援）なども存在します。

子どもに合った施設が探せるよう、相談支援事業所や発達相談所では丁寧な相談に応じています。また、療育施設に関する情報は、各施設が作成する「支援プログラム（※5）」や国が公表する「情報公表システム」などからも確認することが可能です。

京都市内にある事業所
の支援プログラム



情報公表システム
（国が運営）



※5 支援内容の見える化等を図るため、事業所が作成する支援の実施に関する計画のこと。事業所の基本方針や営業時間、送迎の有無、具体的な支援内容、質の向上に資する取組等が記載されている。

2 就学期以降の支援

(1) 様々な学びの場（学校など）

京都市立学校では、支援の必要な子どもたちに対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、よりきめ細やかな教育を進めるため、次のような学びの場を設置しています。

● 通級による指導

小・中学校の普通学級に在籍する子どものうち、LD（※6）等の発達に課題のある子どもや、小学校の普通学級に在籍する言語や聴覚などに障害がある子どもを対象に、学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導「自立活動」を行います。

● 育成学級（特別支援学級）

小・中学校に設置している少人数学級で、京都市では対象者が1名であっても地域の学校に育成学級を設置しています。

子どもたちに必要な支援を行いながら、発達の状態、特性、障害の種別など一人ひとりに合わせた教育を行い、学習上または生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

● 総合支援学校（特別支援学校）

発達の遅れまたは肢体に障害がある子どもを対象に、地域制の総合支援学校を5校設置しており、市内を5つの地域に分けて通学区域を設定しています。

障害種別の枠を超えて教育を行う総合制をとっており、個々の子どもの学習上または生活上の困難を改善・克服し、自立を図るための教育を行います。地域制の総合支援学校には、小学部・中学部・高等部を設置しており、子どもたちの障害に応じた施設・設備を整備し、通学が困難な子どものために、スクールバスを運行しています。また、病弱教育を行う総合支援学校が2校、高等部の職業学科を設置する総合支援学校が3校あります。

そのほか、京都市内には、京都府立盲学校・聾学校があります。

※6 全般的な知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す

○ 就学支援シート

京都市内の就学前施設に在籍し、京都市内の小学校に来年度就学予定の発達に関して心配のあるお子さんが、入学後の新しい環境への戸惑いや不安を軽減し、学習や生活を円滑にスタートできるよう、保護者の方が就学前施設と協力し、就学予定の小学校にお子さんの様子などを伝える「就学支援シート事業」を実施しています。

作成を希望される保護者の方は、通っておられる幼稚園・保育園（所）等に御相談ください。



(2) 就学先決定までの流れ（就学相談）

子どもたちの就学にあたっては、一人ひとりに応じた学びの実現と自立や社会参加を目指して、様々な学びの場の中から、子どもの教育的ニーズに応じた就学先を保護者とともに考え、決定しています。

① お住まいの地域の小学校での相談

就学相談は、地域の小学校の校長を通じて進めています。

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学先について、保護者と校長が十分話し合いながら一緒に考えていきます。

※入学する前年の10月頃までに、まずはお住まいの地域の小学校にご相談ください（なお、特に期間の定めはありません）。

※教育委員会では、保護者が就学への理解を深められるよう、毎年度6～7月頃に就学説明会を実施していますので、そちらもご活用ください。



② 就学先検討のための検査・面談など

障害の状態が明らかでない場合や、総合支援学校を希望している場合などは、京都市総合教育センターなどで発達検査・医師検診・保護者面談などを実施します。



③ 就学支援委員会による審議

子ども一人ひとりに最も合った就学先を専門的な観点から検討するため、医師や学識経験者などによる「就学支援委員会」で審議を行います。



④ 就学先の決定

就学支援委員会での審議結果を基に、再度、保護者と校長が就学先について相談し、就学先を決定します。



○ 就学後のサポート

各学校では、支援の必要がある子ども一人ひとりについて、必要な支援の程度、本人・保護者の願いなども確認しながら、「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの指導の目標、内容、方法を明確にしたうえで指導を行っています。

なお、小学校への入学後、総合支援学校等への転校を検討される場合は、在籍する学校において丁寧に相談に応じ、お子さまの教育を進める上でより良いことなのかを慎重に検討していきます。

(3) 放課後等デイサービス（就学児向けの療育施設）

放課後等デイサービスは、小学生から高校生年代までの子どもに対し、放課後や休業日などに、発達上のニーズに合わせて生活能力向上の支援、社会との交流促進を図る療育施設です。

放課後等デイサービスでは、子どもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所として、様々な遊びや活動を通じて子どもの自尊心や主体性を育てています。

また、単なる「預け先」とは異なり、子どもが将来的に自立して地域で過ごせるよう、学校や学童クラブ、地域などと連携を図りながら、将来の見通しを持って支援を行っています。

なお、利用に当たっては、発達相談所による支給決定を事前に受けることが必要です（→ 利用までの具体的な流れはP 15）。

○ 放課後の居場所（児童館・学童クラブにおける取組など）

放課後の子どもの居場所には、放課後等デイサービスのほかにも、児童館や学童クラブをはじめ、様々な場所が存在します。

そのうち、児童館・学童クラブでは、支援が必要な子どもを受け入れるため、介助者の派遣や人件費補助の制度を設けており、巡回支援員が定期的に児童館などを訪問する事業も行っています。

また、一部の地域では、事業者のネットワーク（自立支援協議会 児童専門部会など）により、放課後等デイサービスや学童クラブに関する制度紹介、施設案内などのイベントを開催しています。

子どもに最も合った居場所は、子どもの発達や成長、ニーズの変化によっても変わります。まずは、お住まいの子どもはぐくみ室、発達相談所、相談支援事業所などにご相談ください。

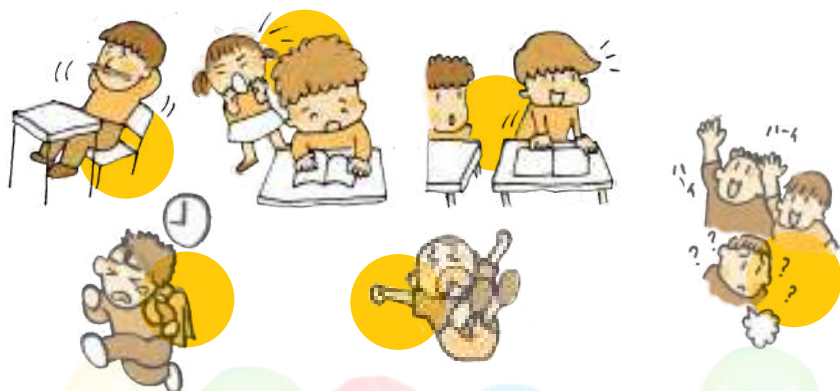
○ インクルージョン（地域社会への参加・包摂）

令和5年4月にこども家庭庁が発足するなど、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、全ての子どもが、自立した個人として等しく健やかに成長できること、心身の状況・環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られることなどが重要とされています。

また、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）の考え方のもと、子どもたちが障害の有無にかかわらず、様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学び合い、成長することで、全ての子どもが共に成長できる機会づくり、地域における仲間づくりを図ることにもつながります。

放課後等デイサービスでは、本人やご家族の意向も踏まえつつ、学童クラブとの併行利用や移行（放課後等デイサービスの利用終了）に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり、進学・卒業などのライフステージの切り替えを見据えた準備の支援などの取組を行っています。

インクルージョンの観点に立って、お子さまにどのような育児・支援の方針を定めるべきか、通われている施設や相談支援事業所、発達相談所などとも相談しながら考えていくことが重要です。



3 子ども・保護者向けの相談窓口

(1) 子育てに関する相談窓口など

○ 各区役所・支所子どもはぐくみ室（子育て相談担当）

妊娠から18歳未満の子どもや子育てに関する相談や子育て支援サービスの紹介を行っています（→ 詳しくはP 11）。

居住区	所在地	電話番号
北 区	北区紫野西御所田町 56	432-1454
上 京 区	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-2873
左 京 区	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	702-1222
中 京 区	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2598
東 山 区	東山区清水五丁目 130-6	561-9349
山 科 区	山科区栂辻池尻町 14-2	592-3259
下 京 区	下京区西洞院通塩小路上的東塩小路町 608-8	371-7219
南 区	南区西九条南田町 1-2	681-3574
右 京 区	右京区太秦下刑部町 12	861-2179
京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1（保健福祉第二担当）	852-1816
西 京 区	西京区上桂森下町 25-1	392-5691
洛 西 支 所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9186
伏 見 区	伏見区鷹匠町 39 番地の 2	611-1163
深 草 支 所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3879
醍 醐 支 所	伏見区醍醐大構町 28	571-6748

○ 地域子育て支援ステーション

京都市内のすべての児童館・保育園及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」として、子育て講座などの開催や子育てに関する情報提供など、子育て中のご家庭に気軽に利用していただけるよう様々な取組を行っています。

詳しい情報は、各施設に直接または各区役所・支所の子どもはぐくみ室にお問い合わせください。各施設の所在地などは、「はぐくーも K Y O T O（→ P 35）」をご確認ください。

○ 京都市子育て支援活動いきいきセンター

(乳幼児親子のつどいの広場)

主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽につどい、交流できる場を提供しています。

子育てアドバイザーが常駐し、子育てに関する相談に応じるほか、子育て講座などの事業も行っています。

なお、詳しい情報や所在地などは、「はぐくもKYOTO (→ P 35)」をご確認ください。

○ その他の相談窓口

窓 口	概要、電話番号など
こども みらい館 	乳幼児の子育てについて相談に応じます。 ＜所 在 地＞ 中京区間之町通竹屋町下る楠木町 601-1 ＜電話番号＞ 254-5001
こども相談 センター パトナ	小学生から高校生の子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気かりなどの相談に応じ、子どもの様々な課題の解決や自立に向け、総合的な支援を行います。 ＜所 在 地＞ 中京区姉小路東洞院東入曇華院前 706-3 ＜電話番号＞ 254-8107
SNS等を 活用した相談 支 援 事 業 	LINEやZOOM等のSNSを活用して、妊娠、出産、子育て等に関する悩みを専門職に24時間ご相談いただけます。 ＜問 合 せ＞ 子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部 子ども家庭支援課 ＜電話番号＞ 746-7625

(2) 子どもの発達・障害に関する相談窓口など

○ 児童福祉センター発達相談所

(又は第二児童福祉センター発達相談部門)

子どものこころやからだの発達に関する相談に総合的に応じています。また、療育施設などに関する支給決定の業務を行っています(→詳しくはP 13)。

居住区	名称・所在地	電話番号
北・上京・左京 中京・東山・山科 下京・右京・西京	児童福祉センター発達相談所中京区壬生東高田町 1-20	950-1232
南・伏見	第二児童福祉センター(発達相談部門) 伏見区深草加賀屋敷町 24-26	612-2727

○ 児童発達支援センター(子どもの発達支援に係る体制強化事業)

児童発達支援センターでは、通所による療育支援のほか、地域の中核機関として、主に療育に繋がっていないお子さまやご家族の方からの相談を受け、電話や来所相談等による丁寧な対応や、訪問支援などに応じ、ご家族の方の不安軽減を図っています。

児童発達支援センターの
具体的な取組内容



名称	所在地	電話番号
ひなどり学園	北区鷹峯北鷹峯町 1	492-8222
ひばり学園	北区北野東紅梅町 6-1	462-7621
ポッポ	左京区下鴨北野々神町 2 北山ふれあいセンター内	702-3699
京都市児童発達支援センターうさぎ園	中京区壬生東高田町 1-20	950-1567
京都市児童発達支援センターこぐま園	中京区壬生東高田町 1-20	950-0584
むくの木園	東山区新橋通大和大路東入 3 丁目 林下町 400-3	551-2116

名称	所在地	電話番号
洛 西 愛 育 園	西京区樫原百々ヶ池 23	391-7793
空 の 鳥 幼 児 園	伏見区向島二ノ丸町 151-34	585-3833
京都市児童療育センター 「きらきら園」	伏見区深草西浦町 6 丁目 65	646-3818

○ 各区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課

障害のある方や難病の方への相談や支援、こころの健康に関する相談を行っています。また、一部の福祉サービス（18歳未満の子どもが利用できるもの）に関する支給決定を行っています。

居住区	所在地	電話番号
北 区	北区紫野西御所田町 56	432-1285
上 京 区	上京区今出川通室町西入堀出シ町 285	441-5121
左 京 区	左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	702-1131
中 京 区	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521	812-2594
東 山 区	東山区清水五丁目 130-6	561-9130
山 科 区	山科区栂辻池尻町 14-2	592-3479
下 京 区	下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町 608-8	371-7217
南 区	南区西九条南田町 1-2	681-3282
右 京 区	右京区太秦下刑部町 12	861-1451
京北出張所	右京区京北周山町上寺田 1-1（保健福祉第一担当）	852-1815
西 京 区	西京区上桂森下町 25-1	381-7666
洛 西 支 所	西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	332-9275
伏 見 区	伏見区鷹匠町 39 番地の 2	611-2392
深 草 支 所	伏見区深草向畑町 93-1	642-3574
醍 醐 支 所	伏見区醍醐大構町 28	571-6372

○ 障害者地域生活支援センター

『自分が暮らしたい場所で、自分らしい生活』が実現できるよう、福祉サービスの利用等について、地域の関係機関と連携しながら、相談や支援を行います。

区	名称	所在地	電話番号
北 左 京	ほくほく	北区紫野花ノ坊町 11 番地 ライトハウス内	462-0808
	きらリンク	左京区浄土寺上馬場町 117-1 ファースト白川通 1 階中	752-0106
	らしく	左京区高野蓼原町 43-1	705-2850
上 中 下 京 京 南	にしじん	上京区西堀川通元誓願寺上る 竪門前町 414 西陣産業会館 1 階	417-1630
	なごやか	中京区壬生東高田町 1-20	323-3203
	らくなん	南区吉祥院西定成町 29-2	692-1139
東 山 醍	らくとう	山科区竹鼻外田町 8 エスポワール 京都 101 号	591-8856
	からしだね センター	山科区勧修寺東出町 75	574-2800
	だいご	伏見区醍醐高畑町 30-1 パセオダイゴロー西館 4 階	634-5568
右 西 洛	うきょう	右京区山ノ内北ノ口町 5-1 ラ・ポーム田中 1 階	813-1922
	西京	西京区上桂宮ノ後町 39 番地	392-1051
	らくさい	西京区大原野東境谷町 2-5-9 洛西センタービル 305	335-0063
伏 深	あいりん	伏見区向島二ノ丸町 151-34	604-6159
	かけはし	伏見区両替町 9 丁目 275-1	605-5752
	ふかくさ	伏見区深草石橋町 18-1 墨染まちとくらしセンター 2 階	641-2560

○ 育（はぐくみ）支援センター

子どもの発達についての様々な悩みを抱える保護者を対象に、就学や教育などの相談に応じます。

設置場所	所在地	電話番号
北 総 合 支 援 学 校	上京区堀川通寺之内上る 2 丁目 下天神町 650-1	431-6636
北 総 合 支 援 学 校 中 央 分 校	下京区油小路通仏光寺下る 太子山町 602-1	708-3883
東 総 合 支 援 学 校	山科区大塚高岩 3	594-6501
西 総 合 支 援 学 校	西京区大枝北沓掛町 1 丁目 21-21	332-4275
呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島太夫北町 52	601-9104
白河総合支援学校	左京区岡崎東福ノ川町 9-2	771-5510
東山総合支援学校	東山区東大路渋谷下る妙法院 前側町 441	561-3373
鳴滝総合支援学校	右京区音戸山山ノ茶屋町 9-2	461-3221
桃陽総合支援学校	伏見区深草大亀谷岩山町 48-1	641-2634

○ その他の相談窓口など

窓口	概要、電話番号など
京都市障害者 休日・夜間相談 受付センター	障害のある方やご家族の方などからの障害福祉の制度や手続、日常生活の中での不安や困りごとなどの相談に応じます ＜電話番号＞ 572-8528
障害者相談員	障害のある方とそのご家族の各種相談に応じ、関係機関と協力し、地域福祉活動を推進します ＜連絡先など＞ 「障害保健福祉のしおり（→ P 36）」又は市障害保健福祉推進室（222-4161）にお問い合わせください
障害にかかわる子どもの教育電話相談	子どもの発達や障害にかかわる教育や支援の方法、就学に関する相談に応じます。 ＜電話番号＞ 254-1155

4 経済的支援など

(1) 医療費助成、各種手当など

制度名称	助成・手当などの概要	窓口・連絡先
子ども医療費支給制度	中学校3年生までの子どもに対し、医療費を助成	子ども家庭支援課分室 (251-1123)
小児慢性特定疾病医療費助成制度	特定疾病にかかっている子どもに対し、指定された医療機関で受けた医療費を助成	区役所・支所 子どもはぐくみ室 (→ P 23)
自立支援医療(育成医療)	身体に障害がある子どもに対し、指定された医療機関で受けた医療費を助成	区役所・支所 障害保健福祉課 (→ P 26)
自立支援医療(精神通院医療)	精神に障害がある子どもに対し、指定された医療機関で受けた医療費を助成	
重度心身障害者医療費支給制度(福祉医療)	健康保険に加入している重度の障害がある方に対し、医療費を助成	
特定医療費(指定難病)支給認定制度	指定難病の方で、認定基準を満たす方に対し、指定された医療機関で受けた医療費を助成	
障害者手帳(身体・精神保健福祉・療育)	手帳を持っている方は、様々な援助を受けたり、税の減免、公共交通機関の運賃割引等の支援を受けることが可能	
特別児童扶養手当	中度以上の障害がある20歳未満の子どもを養育している方に対し、手当を支給	
障害児福祉手当	重度の障害がある20歳未満の子どもに対し、手当を支給	
心身障害者扶養共済	心身障害児(者)の保護者が、毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなった時などに、障害がある方に対し、一定額の年金を一生涯支給する制度	

(2) 用具購入費等の助成

制度名称	支援の概要、窓口・連絡先
補装具費支給	身体に障害がある方や難病の方に対し、障害を補って日常生活を容易にするための用具の購入費または修理費などを支給（原則 1 割負担、世帯所得に応じた上限月額あり） ▶種目 義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、義手、義足、座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具など ＜窓口・連絡先＞ 区役所・支所障害保健福祉課（→ P 26）
日常生活用具給付	重度の障害がある方に対し、日常生活をしやすくするための用具を給付 ▶給付品目 点字器、ファックス、特殊便器、歩行支援用具、入浴補助用具、頭部保護帽、携帯用会話補助装置、訓練いす、ストーマ装具、紙おむつ、電気式たん吸引器、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）など ＜窓口・連絡先＞ 区役所・支所障害保健福祉課（→ P 26）
難聴児補聴器助成	補装具費支給の対象とならない軽度・中等度難聴の子どもに対し、補聴器の購入費用（最大 4 万円、両耳で 8 万円）を助成 ＜窓口・連絡先＞ 区役所・支所障害保健福祉課（→ P 26）
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	小児慢性特定疾病医療費医療受給者証を持っており、在宅で日常生活を営むうえで著しく支障のある方に対し、日常生活の便宜を図ることを目的に必要な用具を給付 ▶給付種目 特殊便器、歩行支援用具、入浴補助用具、車椅子、頭部保護帽、ストーマ装具、電気式たん吸引器、人工鼻など ＜窓口・連絡先＞ 区役所・支所子どもはぐくみ室（→ P 23）

(3) 主に18歳未満が利用できる福祉サービスなど

主に18歳未満の子どもが利用できる福祉サービスの一覧です。サービスの利用には、あらかじめ京都市による支給決定を受ける必要があります。

なお、サービス毎に、世帯所得に応じた利用者負担の上限月額が設定されています。

制度名称	制度の概要	窓口・連絡先
児童発達支援	主に小学校入学前の子どもに対し、施設への通所により療育支援を行う	発達相談所 (第一・第二) (→ P 13)
放課後等 デイサービス	就学中の子どもに対し、施設への通所により放課後や休業日などに療育支援を行う	
保育所等 訪問支援	子どもが通う幼稚園や保育園、小学校、養護施設などに訪問して、集団生活に適應するための直接・間接支援を行う	
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害などにより外出ができない子どもに対し、自宅を訪問して療育支援を行う	
児童入所支援	知的障害や肢体不自由がある子どもが入所し、療育支援や治療などを行う	
短期入所 (ショートステイ)	ご家族が病気の場合などに、夜間も含め1泊以上、施設において子どもの入浴、排せつ、食事の介護などを行う	
日中一時支援	保護者が病気などにより一時的に介護ができない場合に、日帰りで、施設において子どもの入浴、排せつ、食事の介護などを行う	

制度名称	制度の概要	窓口・連絡先
居 宅 介 護	保護者が介護を行う範囲において、さらに介護が必要な場合に、自宅を訪問し、子どもの入浴・排せつ・食事の介護などを行う	区役所・支所 障 害 保健福祉課 (→ P 26)
行 動 援 護	知的又は精神の障害により行動に著しい困難がある方に対し、外出時の移動の介護・危険回避のための援護などを行う	
同 行 援 護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に対し、移動の援護などの外出支援や外出先での必要な情報提供（代筆・代読を含む）を行う	
重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	重度の障害があり介護の必要性がとて高い方に対し、居宅介護などのサービスを包括的にを行う	
移 動 支 援	障害のある子どもに対し、社会参加や余暇活動などの移動を支援する。 また、ひとり親世帯や医療的ケアが必要など、一定の要件を満たす場合は、通学時の送迎にも利用できる（ほほえみネット）	

(4) 医療的ケア児に対する支援

京都市では、医療的ケア児やその家族への支援に向けて、医療、保健、福祉、教育等の各場面において、受入体制の拡充や日常生活における支援等に取り組んでいます。

医療的ケア児に対する
詳しい支援内容



○ 受入体制の拡充など

保育施設、幼稚園、学童クラブ、学校など、それぞれの施設で医療的ケア児の受入れが可能となるよう、看護師等の配置に係る費用の一部を助成する等、体制を整備しています。

保育・教育施設の利用（入園等）を検討している場合は、施設ごとの担当窓口までご相談ください。

施設種別	担当窓口・相談方法	連絡先
保 育 施 設 (公立・私立)	お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室(子育て推進担当)まで、ご相談ください(※)	—
私 立 幼 稚 園	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(私立幼稚園振興担当)まで、直接ご連絡ください	251-2390
公 立 幼 稚 園	教育委員会総合育成支援課まで、直接ご連絡ください	352-2285
学 童 ク ラ ブ 事 業 等	子ども若者はぐくみ局育成推進課まで、直接ご連絡ください	746-7610
学 校	就学前の方は、お住まいの地域の小学校の校長先生まで、就学に向けた相談を行ってください(→ 具体的な流れはP 19 と同じ)	—

※ 保育施設の入所に関して必要な書類については、京都市のホームページ(右の二次元コード)をご確認ください。



○ 日常生活における支援など

医療的ケアの内容に応じて、医療費助成・手当などの支給、福祉サービス、日常生活の負担軽減に関する支援などが受けられる場合があります。

○ 医療的ケア児等地域支援コーディネーター

医療的ケア児やご家族の支援に当たっては、医療・福祉・保育・教育・行政等の様々な機関が連携しながらサポートすることが重要です。

京都市では、支援機関の連携強化や地域の体制充実を図るため、「医療的ケア児地域支援コーディネーター」の専門家チームを地域ごとに配置し、支援機関の方に対する専門的な助言・指導を行ったり、ご家族の方からの相談に応じて必要な調整に取り組んでいます。

対象地域	電話番号
中部エリア (上京区・中京区・下京区・南区)	080-9971-7301
東部エリア (東山区・山科区・伏見区(醍醐管内のみ))	050-3507-0325
南部エリア (伏見区(醍醐管内除く))	080-4647-3833

※対象地域以外にお住まいの方についても対応可能な場合があります。
詳細はお近くのエリアのコーディネーターまでお問合せください。

5 子どもの育ち・子育てに関する情報発信

(1) 子育て、就学に関する情報

名称など	概要	
子育て支援ポータルサイト「はぐくも K Y O T O」	子育て関連のイベントや施設、制度の情報などをわかりやすく、きめ細やかに紹介しています。また、AIチャットボットにより、24時間 365 日相談対応に応じます。	
京都 はぐくみ アプリ by 母子モ	こどもの成長やスケジュールが簡単に管理・共有できるほか、お住まいの地域に関する情報等が届きます。	
京都市の就学相談について	京都市の就学相談制度や障害のある子どもの教育の概要をまとめたリーフレット、様々な学びの場に関する就学説明会の情報など、教育委員会における取組を紹介しています。	

(2) 療育施設、福祉サービスに関する情報

名称など	概要	
児童通所・入所・相談支援に係る事業所一覧	京都市内の児童発達支援・放課後等デイサービスや、相談支援事業所に関する情報の一覧です。また、各事業所の支援プログラムの公表先なども紹介しています。	
福祉サービスに係る事業所一覧	京都市内の福祉サービス（居宅介護など子どもが使えるものを含む）に関する情報の一覧です。	
情報公表システム	国が作成する福祉、保健、医療の総合情報サイトです。各事業所の開所日、営業時間、職員体制などの情報が確認できます。	
障害者総合支援法のおり	福祉サービスなどに関する制度の詳細を紹介しています。	

(3) その他の支援制度に関する情報

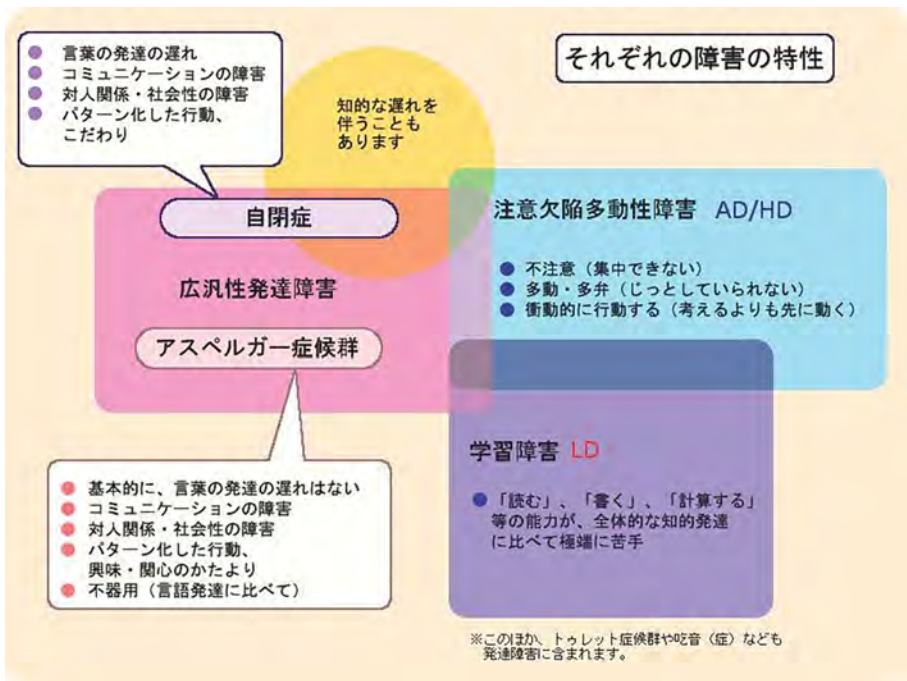
名称など	概要
障 害 保 健 福祉のしおり	障害者手帳の交付を受けた方が利用できるサービスや、障害がある方に対する窓口などを紹介しています。 
発 達 障 害 支 援	本人に関する情報を集約し、新しい環境でも切れ目のない支援を受けられるようにするための「個別支援ファイル」などを紹介しています。 

第3章 参考資料

○ 発達障害について

知的・発達障害は、遺伝要因あるいは胎児期・新生児期の環境要因のためにみられる脳の働き方の違いにより、幼少期よりものごとの捉え方や行動面に多数派の子どもたちとは相違が生まれる状態のことです。

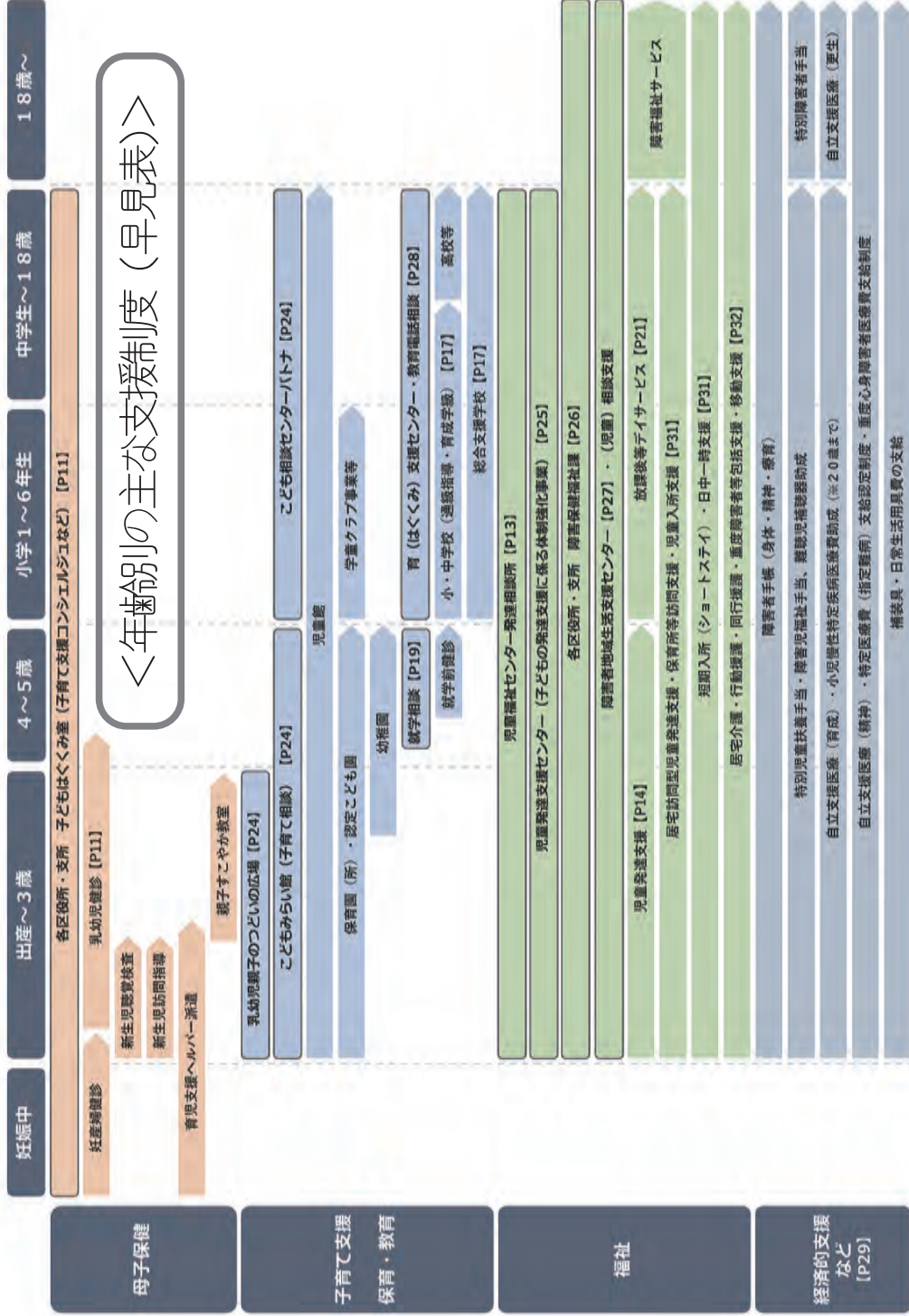
以下の特性について、いくつかの特性が重複して現われることもあり、障害の程度も人によって様々です。



（出典）発達障害情報・支援センター HP

○ 発達障害に関する情報が入手できるHP

名称など	概要・主な掲載内容
発達障害ナビ ポータル 	厚生労働省と文部科学省の協力の下運用する、発達障害に関する情報に特化したポータルサイト ・発達障害に関する基本情報 ・保護者向けの支援制度、相談先等 ・暮らしに関する相談先、福祉サービスに関する情報 ・障害のある方の就職に関する情報 ・支援者向けの研修情報等
発達障害教育 推進センター 	発達障害教育に対する理解推進等のため、発達障害に関する最新情報や国の動向等について提供 ・発達障害の理解や対応方法等 ・合理的配慮の事例 ・発達障害のある子どもの子育て、福祉・サービスに関するQ&A ・発達障害に関する書籍・ガイドブック、教材・教具等の情報



＜年齢別の主な支援制度（早見表）＞



京都市印刷物 第 063171 号

発行 令和 7 年 3 月

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課